

2019年8月19日

会員各位

ダイドードリンコアイスアリーナ

消費税法改正に伴う月会費対応のお知らせ

この度、消費税法改正（2019年10月1日から消費税率10%）に則り、ダイドードリンコアイスアリーナの月会費の取扱いにつきまして下記の通り対応させていただきます。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

実施時期	2019年10月度対象分より
現 行	税抜価格＋消費税8%
改正後	税抜価格＋消費税10%

※増税時期が延期になるなどして前払分と差額が生じた場合は、次月分の月会費に充当させていただきます。

※金額の詳細につきましては2019年9月16日以降ホームページ上でご案内いたします。

以上